

２０２７年度の週間計画における指定時刻の指定及び公表について

２０２６年９月２８日
電力広域的運営推進機関

本機関は、送配電等業務指針別表８－１、別表８－２、別表８－３及び別表８－４に規定する、週間計画（翌週、翌々週）における「本機関が指定する２点の時刻」について、２０２７年度の週間計画における指定時刻を、最大需要発生時、最小予備率発生時の２点の時刻として月ごとに指定しましたので、下記のとおり公表いたします。

記

１．２０２７年度の週間計画における指定時刻

表１ 北海道から九州エリアまでの指定時刻（３０分コマ）

2027年度		最大需要時			最小予備率時		
		平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝
4月	前半	23 (11:00～11:30)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		
5月	前半	23 (11:00～11:30)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)	38 (18:30～19:00)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)
	後半	同上			同上		
6月	前半	29 (14:00～14:30)	24 (11:30～12:00)	39 (19:00～19:30)	38 (18:30～19:00)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)
	後半	同上			同上		
7月	前半	29 (14:00～14:30)	28 (13:30～14:00)	36 (17:30～18:00)	34 (16:30～17:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		
8月	前半	29 (14:00～14:30)	28 (13:30～14:00)	38 (18:30～19:00)	34 (16:30～17:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		
9月	前半	29 (14:00～14:30)	24 (11:30～12:00)	37 (18:00～18:30)	34 (16:30～17:00)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)
	後半	同上			同上		
10月	前半	29 (14:00～14:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	34 (16:30～17:00)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)
	後半	同上			同上		
11月	前半	19 (9:00～9:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)
	後半	同上			同上		
12月	前半	19 (9:00～9:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)
	後半	同上			同上		
1月	前半	19 (9:00～9:30)	37 (18:00～18:30)	38 (18:30～19:00)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		
2月	前半	19 (9:00～9:30)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	37 (18:00～18:30)	37 (18:00～18:30)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		
3月	前半	19 (9:00～9:30)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		

表2 沖縄エリアの指定時刻（30分コマ）

2027年度		最大需要時			最小予備率時		
		平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝
4月	前半	28 (13:30～14:00)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)
	後半	同上			同上		
5月	前半	28 (13:30～14:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)	39 (19:00～19:30)	40 (19:30～20:00)	41 (20:00～20:30)
	後半	同上			同上		
6月	前半	28 (13:30～14:00)	24 (11:30～12:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)
	後半	同上			同上		
7月	前半	29 (14:00～14:30)	30 (14:30～15:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)
	後半	同上			同上		
8月	前半	29 (14:00～14:30)	28 (13:30～14:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)	40 (19:30～20:00)
	後半	同上			同上		
9月	前半	29 (14:00～14:30)	27 (13:00～13:30)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)
	後半	同上			同上		
10月	前半	28 (13:30～14:00)	28 (13:30～14:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		
11月	前半	23 (11:00～11:30)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	37 (18:00～18:30)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		
12月	前半	24 (11:30～12:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)
	後半	同上			同上		
1月	前半	24 (11:30～12:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	38 (18:30～19:00)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)
	後半	同上			同上		
2月	前半	28 (13:30～14:00)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)	38 (18:30～19:00)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)
	後半	同上			同上		
3月	前半	28 (13:30～14:00)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)	39 (19:00～19:30)
	後半	同上			同上		

※ 前半とは1～15日、後半とは16日以降を示す。

※ 表中の上段数字はコマ数を表し（「1」は0:00～0:30、「38」は18:30～19:00のコマを表す）、下段数字は該当コマの時間帯を表す。

以 上

<参考>

送配電等業務指針別表 8－1、別表 8－2、別表 8－3 及び別表 8－4

別表 8－1 需要調達計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第 1～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画 (※ 1)	当日計画 (※ 2)
提出期限	毎年 1 0 月末日	毎月 1 日	毎週水曜日午 前 1 0 時	毎日 午前 1 0 時 (※ 3)	毎日 午前 1 2 時 (※ 3)	3 0 分ごとの 実需給の 開始時刻の 1 時間前
提出内容	需要 計画	各月平休日 別の需要電力の 最大値及び最小値	各週平休日 別の需要電力の 最大値及び最小値	本機関が指定 する 2 点の時刻の日 別の需要電力	3 0 分ごとの 需要電力量	3 0 分ごとの 需要電力量
	調達 計画	各月平休日別の 需要電力の最大値 及び最小値発生時の 調達分の計画値	各週平休日別の 需要電力の最大値 及び最小値発生時の 調達分の計画値	本機関が指定 する 2 点の時刻の日 別の調達分の計画値	3 0 分ごとの 調達分の計画 値	3 0 分ごとの 調達分の計画 値
	販売 計画	各月平休日別の 需要電力の最大値 及び最小値発生時の 販売分の計画値	各週平休日別の 需要電力の最大値 及び最小値発生時の 販売分の計画値	本機関が指定 する 2 点の時刻の日 別の販売分の計画値	3 0 分ごとの 販売分の計画 値	3 0 分ごとの 販売分の計画 値

(※ 1) 翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※ 2) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※ 3) 提出日が休業日の場合も含む。

別表 8－2 発電販売計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第 1～ 第 2 年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画 (※ 1)	当日計画 (※ 2)
提出期限	毎年 1 0 月末日	毎月 1 日	毎週水曜日午 前 1 0 時	毎日 午前 1 0 時 (※ 3)	毎日 午前 1 2 時 (※ 3)	原則、3 0 分 ごとの実需給 の開始時刻の 1 時間前
提出内容	発電 計画	各月平休日 別の販売計画の 最大値及び最小値 発生時の供給電力	各週平休日 別の販売計画の 最大値及び最小値 発生時の供給電力	本機関が指定 する 2 点の時刻の日 別の供給電力	3 0 分ごとの 供給電力量	3 0 分ごとの 供給電力量
	販売 計画	各月平休日別の 販売電力の最大値 及び最小値	各週平休日別の 販売電力の最大値 及び最小値	本機関が指定 する 2 点の時刻の日 別の販売電力	3 0 分ごとの 販売分の計画 値	3 0 分ごとの 販売分の計画 値
	調達 計画	各月平休日別の 販売計画の最大値 及び最小値発生時の 調達分の計画値	各週平休日別の 販売計画の最大値 及び最小値発生時の 調達分の計画値	本機関が指定 する 2 点の時刻の日 別の調達分の計画値	3 0 分ごとの 調達分の計画 値	3 0 分ごとの 調達分の計画 値

(※ 1) 翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※ 2) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※ 3) 提出日が休業日の場合も含む。

別表 8-3 需要抑制計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画 (※1)	当日計画 (※2)
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午 前10時	毎日 午前10時 (※3)	毎日 午前12時 (※3)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
提出内容	各月平休日 別の需要抑 制計画の最 大値及び最 小値発生時 の需要抑制	各週平休日 別の需要抑 制計画の最 大値及び最 小値発生時 の需要抑制	本機関が指 定する2点 の時刻の日 別の需要抑 制電力	30分ごとの 需要抑制電 力量	30分ごとの 需要抑制電 力量	30分ごとの 需要抑制電 力量
	電力	電力				
販売計画	各月平休日 別の販売電力 の最大値及び 最小値	各週平休日 別の販売電力 の最大値及び 最小値	本機関が指 定する2点の 時刻の日別の 販売電力	30分ごとの 販売分の計 画値	30分ごとの 販売分の計 画値	30分ごとの 販売分の計 画値
調達計画	各月平休日 別の販売計画 の最大値及び 最小値発生 時の調達分 の計画値	各週平休日 別の販売計画 の最大値及び 最小値発生 時の調達分 の計画値	本機関が指 定する2点の 時刻の日別の 調達の計画 値	30分ごとの 調達分の計 画値	30分ごとの 調達分の計 画値	30分ごとの 調達分の計 画値
ベースライン	—	—	—	30分ごとの 計画値	30分ごとの 計画値	30分ごとの 計画値

(※1) 翌々日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※3) 提出日が休業日の場合も含む。

別表 8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌々日計画	翌日計画	当日計画
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※1)	毎日 17時30分 (※1)	30分ごとの 実需給の開始 時刻の1時間 前
提出内容	各月平休日 別の需要電力 の最大値及び 最小値	各週平休日 別の需要電力 の最大値及び 最小値	本機関が指 定する2点の 時刻の日別の 需要電力	30分ごとの 需要電力量	30分ごとの 需要電力量	30分ごとの 需要電力量
供給区域 需要電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力
供給区域 予備力	需要電力に 対する予備 力	需要電力に 対する予備 力	需要電力に 対する予備 力	需要電力に 対する予備 力	需要電力に 対する予備 力	需要電力に 対する予備 力
供給区域 調整力	—	需要電力に 対する調整 力必要量 (上げ)、 調整力確保 量(上げ)及 び調整力確 保量(下げ)	需要電力に 対する調整 力必要量 (上げ)、 調整力確保 量(上げ)及 び調整力確 保量(下げ)	需要電力に 対する調整 力必要量 (上げ)、 調整力確保 量(上げ)及 び調整力確 保量(下げ)	需要電力に 対する調整 力必要量 (上げ)、 調整力確保 量(上げ)及 び調整力確 保量(下げ)	需要電力に 対する調整 力必要量 (上げ)、 調整力確保 量(上げ)及 び調整力確 保量(下げ)

(※1) 提出日が休業日の場合も含む。